

千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（風力発電所の追加）について

1 概要

- 千葉県環境影響評価条例は、環境影響評価法の対象とならない種類・規模の事業について環境影響評価手続を定めるほか、法対象事業についても事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など独自の手続を追加している。
- 平成23年11月16日に「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が公布され、風力発電所の設置等の事業が法対象事業に追加された。（平成24年10月1日施行）
- この政令改正の趣旨を踏まえ、条例対象事業にも風力発電所の設置等の事業を追加することとし、「千葉県環境影響評価条例施行規則」の改正を行うこととしたい。
- 併せて、環境影響評価の項目や手法等を定めた「技術指針」^(※)についても、所要の改正を行うこととしたい。

(※) 千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則

2 主な改正内容（案）

(1) 千葉県環境影響評価条例施行規則

対象事業に風力発電所の設置等の事業を追加することとし、対象となる規模要件等を定める。

- 規模要件の指標は総出力とし、対象となる事業（基本事業）の規模要件は、法の第2種事業の規模要件と同一とする。
- 関連対象事業の規模要件は、他の条例対象事業と同様、基本事業の1/2とする。
- 軽微な修正、軽微な変更の要件は、法対象事業の要件と同一とする。
- 施行に当たっては、公布後、一定程度の周知期間を設ける。

① 対象事業の規模要件

事業の種類	対象事業の規模要件	
	基本事業	関連対象事業
風力発電所の設置の工事業	出力が7,500kW以上1万kW未満であるもの	出力が3,750kW以上であるもの
風力発電所の変更の工事業	出力が7,500kW以上1万kW未満である発電設備の新設を伴うもの	出力が3,750kW以上である発電設備の新設を伴うもの

◆ 基本事業 … 必ず条例に基づく環境影響評価を行う事業

◆ 関連対象事業 … 基本事業の規模に満たないが、別の基本事業又は法対象事業と密接に関連し一体的に実施される事業（関連事業）で、環境影響評価を行う必要があると知事が判定した事業

② 軽微な修正の要件

環境影響評価方法書の公告後、環境影響評価書の公告が行われるまでの間に事業内容を修正する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件

- 発電所の出力が10%以上増加しないこと。
- 修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

【考え方】

環境影響評価法施行令で定める要件と同一の要件を定める。

③ 軽微な変更の要件

環境影響評価書の公告後、事業着手までの間に事業内容を変更する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件

- 発電所の出力が10%以上増加しないこと。
- 変更前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
- 発電設備が100m以上移動しないこと。

【考え方】

環境影響評価法施行令で定める要件と同一の要件を定める。

(2) 技術指針

風力発電に係る環境要素として、「超低周波音」及び「風車の影」を追加するとともに、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき別表（別表第一・第二）について、所要の見直しを行う。（公布及び施行の時期は、（1）と同一とする。）

- 「超低周波音」及び「風車の影」の追加
 - ① 既存の環境要素「騒音」を「騒音及び超低周波音」とし、超低周波音を「周波数20Hz以下の音」と定義付ける。
 - ② 既存の環境要素「風害、光害及び日照障害」の日照障害に「風車の影」を含むことを明記する。
- 別表第一・第二の見直し
 - ① 対象事業「発電用電気工作物の設置又は変更」について、環境影響を及ぼすおそれのある活動要素として、「樹木の伐採」を追加する。（別表第一）
 - ② 活動要素「資材又は機械の運搬」について、影響を受けるおそれのある環境要素として「人と自然との触れ合いの活動の場」を追加する。（別表第二）
 - ③ 活動要素「施設の有無等」について、影響を受けるおそれのある環境要素として「地形及び地質等」を追加する。（別表第二）

3 今後のスケジュール（案）

(H25)	12/20	環境影響評価委員会に諮問、事務局案検討
(H26)	1/17	環境影響評価委員会で検討、現地視察
1月中下旬~2月中下旬		パブリックコメント実施
	2~3月	環境影響評価委員会で検討、答申
	4月頃	改正規則の公布（施行日：7月1日）

<参 考>

1 環境影響評価の対象事業（発電所）

	法対象事業		条例対象事業
	第1種事業	第2種事業	基本事業
水力発電所	出力3万kW～	出力2.25万～3万kW	出力2.25万～3万kW
火力発電所	出力15万kW～	出力11.25万～15万kW	出力11.25万～15万kW
地熱発電所	出力1万kW～	出力7,500kW～1万kW	—
原子力発電所	全て		
風力発電所	出力1万kW～	出力7,500kW～1万kW	（今回設定）

2 県内における風力発電施設の設置状況（出力10kW以上）

平成24年度末現在、総基数は51基、総出力は70,550kWとなっている。

近年、陸上風力発電の新たな施設設置・稼働はない。

洋上風力発電については、25年3月に銚子市沖で実証運転設備が稼働を開始。

稼働年月	設置者	設置場所	定格出力 (kW)	基数	総出力 (kW)
H6.9	関東国際学園	勝浦市	250	1	250
H13.9	銚子屏風ヶ浦風力開発(株)	銚子市	1,500	1	1,500
H14.5	エムアンドディーグリーンエネルギー(株)	旭市	850	5	4,250
H14.8	千葉県	袖ヶ浦市	250	1	250
H15.9	銚子屏風ヶ浦風力開発(株) [旧 銚子小浜風力(株)]	銚子市	1,500	1	1,500
H15.12	(株)エムウインズ	銚子市	1,500	2	3,000
H16.3	(株)MJウインドパワー市原	市原市	1,500	1	1,500
H16.10	館山風力開発(株)	館山市	1,500	1	1,500
H16.11	銚子風力開発(株)	銚子市	1,500	9	13,500
H17.9	東京瓦斯(株)	袖ヶ浦市	1,990	1	1,990
H18.3	くろしお風力発電(有)	銚子市	1,990	1	1,990
H18.3	(株)堀江商店	銚子市	1,980	1	1,980
H18.3	エコ・パワー(株) [袖ヶ浦風力発電所]	袖ヶ浦市	1,500	1	1,500
H18.3	東京電機大学	印西市	40	1	40
H18.3	千葉市役所	千葉市	10	1	10
H18.4	(株)台町自然環境エネルギー研究所	銚子市	640	1	640
H18.7	銚子風力開発(株) [八木風力発電所]	銚子市	1,500	6	9,000
H18.7	有限責任中間法人うなかみ市民風力発電	旭市	1,500	1	1,500
H18.8	駒井鉄工(株)	富津市	300	1	300
H19.2	銚子ウインドファーム(株)	銚子市	1,500	7	10,500
H19.4	鴨川風力開発(株)	鴨川市	1,500	1	1,500
H21.2	くろしお風力発電(有) [椎柴風力発電所]	銚子市	1,990	5	9,950
H25.3	NEDO/東京電力(株)	銚子市	2,400	1	2,400

【出典】(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

3 他県の事例（条例で風力発電事業を環境影響評価の対象にしているもの）

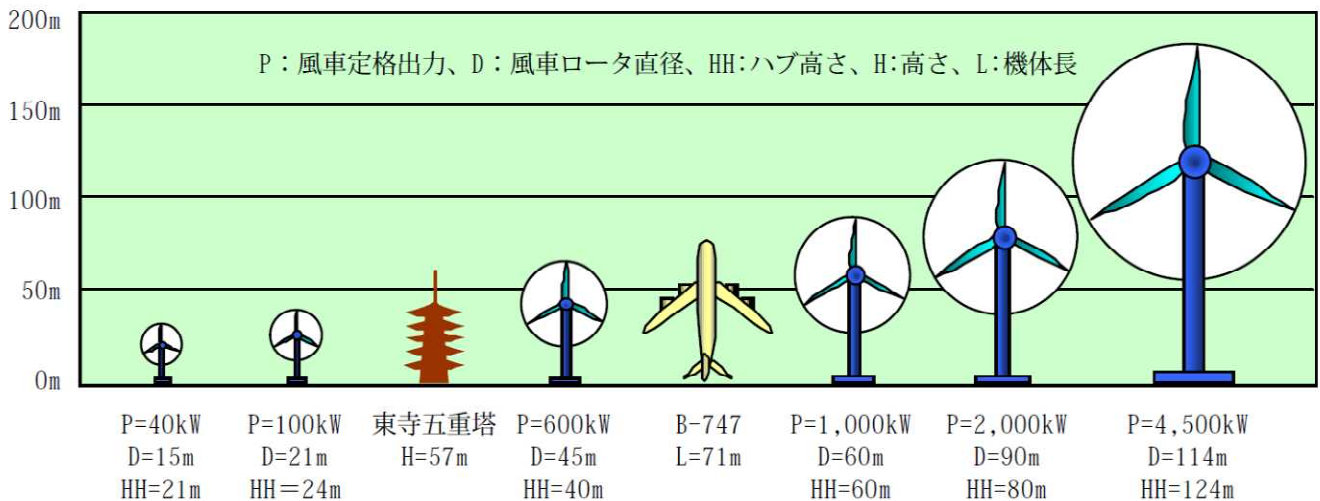
（平成 25 年 11 月 1 日現在）

自治体名	規模要件	施行時期	実績案件数
北海道	5,000kW 以上	平成 25 年 10 月	0 件
宮城県	第 1 種 : 7,500kW 以上 第 2 種 : 5,000kW 以上（自然公園等）	平成 25 年 4 月	1 件
福島県	7,000kW 以上	平成 24 年 10 月	0 件
茨城県	7,500kW 以上	平成 25 年 4 月	0 件
神奈川県	5,000kW 以上（国立公園等:500kW 以上）	平成 25 年 11 月	0 件
福井県	7,500kW 以上	平成 24 年 10 月	0 件
岐阜県	1,500kW 以上	平成 25 年 4 月	0 件
静岡県	第 1 種 : 7,500kW 以上 第 2 種 : 1,000kW 以上	平成 24 年 10 月	0 件
愛知県	7,500kW 以上	平成 25 年 4 月	0 件
滋賀県	1,500kW 以上	（政令改正前）	0 件
京都府	1,500kW 以上	平成 24 年 10 月	0 件
兵庫県	1,500kW 以上（特別地域:500kW 以上）	（政令改正前）	0 件
和歌山県	7,500kW 以上	平成 24 年 10 月	0 件
鳥取県	1,500kW 以上	平成 25 年 4 月	0 件
島根県	5,000kW 以上	平成 25 年 4 月	0 件
岡山県	1,500kW 以上	（政令改正前）	0 件
広島県	5,000kW 以上	平成 24 年 10 月	0 件
山口県	5,000kW 以上	平成 25 年 4 月	0 件
香川県	5,000kW 以上	平成 25 年 7 月	0 件
長崎県	7,500kW 以上又は風車 10 台以上	平成 24 年 10 月	0 件
沖縄県	1,500kW 以上	平成 26 年 2 月予定	0 件

（注）実績案件数は、改正政令施行後（平成 24 年 10 月 1 日以降）の条例対象案件数

4 風力発電事業による主な環境影響

- ① 騒音・低周波音
- ② 景観
- ③ 希少な鳥類の衝突事故（バードストライク）
- ④ 土地改変（動植物・生態系への影響、水の濁りの影響）
- ⑤ シャドーフリッカー（風車の影による明暗）



【出典】（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）